

平成 27 年度以前入学者  
教職課程履修規程一部改正



## 平成 27 年度以前入学者の履修規定の一部改正（教職課程）

「教職に関する科目」

- 「教職に関する科目」の履修にあたっては、同一年度における同一科目の履修は一度しか認めないので、注意すること。
- 平成 28 年度以降、以下のとおり授業科目名称が変更となったため、平成 27 年度以前に同授業科目（旧名称「道德教育の研究」、「特別活動の研究」、「生徒指導の研究」）を未修得の学生は、新授業科目（新名称「道德教育指導論」、「特別活動指導論」、「生徒指導論」）を履修すること。

平成 27 年度以前	平成 28 年度以降
道德教育の研究	道德教育指導論
特別活動の研究	特別活動指導論
生徒指導の研究	生徒指導論

「教科に関する科目」（「教科に関する特設科目」）

- 「教科に関する特設科目」については、教職課程正式履修者以外の履修は認めない。



平成 23 年度以前入学者  
学芸員課程履修上の注意事項



## 平成 23 年度以前入学者学芸員課程履修上の注意事項

本学では、卒業後博物館に勤務する者のために、博物館法で定める学芸員となる資格が取得できるように授業科目を設置している。

博物館には、狭義の博物館のほか、美術館、考古・歴史関係資料館、郷土館、記念館、民芸館および科学博物館、動物園、植物園、水族館、科学館、天文館などまで含まれる。これらは学校教育と並んで重要なものである社会教育のための機関であって、そこには専門的職員として学芸員を置かなければならないことが法によって定められている（博物館法第4条第3項）。

学芸員の仕事は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどることである（博物館法第4条第4項）。

学芸員となる資格を取得するには、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない（博物館法第5条）。

### 1. 単位修得方法

本学において学芸員資格を取得するには、卒業に必要な単位を修得するほか、下記の表の単位を修得しなければならない。

平成 23 年度以前入学者の博物館に関する科目および履修年次

	博物館法施行規則による科目	本学の対応授業科目			単 位	履 修 年 次	修 得 単 位 数
		平成 20 年度以前 入学者 (平成 19 年度～ 20 年度)	平成 21 年度 入学者	平成 23 年度以前 入学者 (平成 22 年度～ 23 年度)			
必修科目	博 物 館 概 論						15 単位
	博 物 館 経 営 論	☆	博物館学	博物館学	4	2～3 年次	
	博 物 館 情 報 論						
	博 物 館 資 料 論	☆	博物館資料論	博物館資料論	2	2～3 年次	
	教 育 学 概 論	☆	教育学原論	教育学原論	2	2～3 年次	
	生 涯 学 習 概 論	☆	生涯学習概論	生涯学習概論	2	1～4 年次	
	視 聴 覚 教 育 メ デ ィ ア 論	☆	視聴覚教育メディア論	視聴覚教育メディア論	2	2～4 年次	
博 物 館 実 習	☆	博物館実習	博物館実習	3	4 年次		
選択科目	文 化 史	☆	文化史特殊講義	文化史特殊講義	4	2～4 年次	最低 2 系列にわたり 8 単位以上 (各系列 4 単位以上)
		☆	資・史料整理法	資・史料整理法	4	2～4 年次	
	美 術 史		美術史講義	美術史講義	4	2～4 年次	
	考 古 学	☆	考古学	考古学	4	2～4 年次	
	民 俗 学	☆	民俗学特殊講義	民俗学特殊講義	4	2～4 年次	
	自 然 科 学 史	☆	自然科学史	自然科学史	4	2～4 年次	
	物 理		力学基礎 1	力学基礎 1	2	1 年次	
			電磁気学 1	電磁気学 1	2	1 年次	
	化 学		無機化学 I (4 単位)	無機化学 I	2	1 年次	
			有機化学 I (4 単位)	無機化学 II	2	1 年次	
			有機化学概論 I	2	1 年次		
			有機化学概論 II	2	1 年次		

選択科目	生物学	生物学概論Ⅰ 生物学概論Ⅱ	生物学概論Ⅰ 生物学概論Ⅱ	生化学1 生化学2 動物科学 植物科学	2 2 2 2	1年次 1年次 1年次 1年次	最低2系列にわたり 8単位以上 (各系列4単位以上)
	地学	地学概論Ⅰ 地学概論Ⅱ	地学概論Ⅰ 地学概論Ⅱ	地学概論Ⅰ 地学概論Ⅱ	2 2	2～4年次 2～4年次	

☆は博物館に関する特設科目である。

- 「博物館実習」を履修するには、「博物館概論」（平成23年度までは「博物館学」）「博物館資料論」および「博物館教育論」（平成23年度までは「教育学原論」）の単位を修得していなければならない。
- 選択科目は文化史、美術史、考古学、民俗学、自然科学史、物理、化学、生物学、地学の各系列より、最低2系列にわたり8単位以上（各系列4単位以上）を修得しなければならない。
- 選択科目の「無機化学Ⅰ・Ⅱ」「有機化学概論Ⅰ・Ⅱ」「地学概論Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれⅠ・Ⅱをあわせて履修・単位修得しなければならない。また、「生化学1・2」「動物科学・植物科学」も、それぞれあわせて履修・単位修得しなければならない。
- 本学在学中に、他大学において修得した科目（5大学間単位互換制度に基づいて修得した科目も含む）は、博物館に関する科目として認定しない。
- 「博物館に関する科目」必修科目のうち、平成23年度までに単位が未修得の旧科目については、下記の表に従い、対応する新科目の単位を修得すること。修得した新科目の単位は、旧科目の単位とみなすことができる。

	平成23年度以前入学者が未修得の旧科目			平成24年度以降単位修得すべき新科目		
	科目名	単位	履修年次	科目名	単位	履修年次
必修科目	博物館学	4	2～3年次	博物館概論	2	2～3年次
				博物館経営論	2	2～4年次
				博物館情報・メディア論	2	2～4年次
	博物館資料論	2	2～3年次	博物館資料論	2	2～3年次
	教育学原論	2	1～3年次	博物館教育論	2	2～3年次
	生涯学習概論	2	2～4年次	生涯学習概論	2	1～4年次
	視聴覚教育メディア論	2	2～4年次	博物館情報・メディア論	2	2～4年次
博物館実習	3	4年次	博物館実習	3	4年次	

\*平成23年度以前の旧科目「博物館学」と「視聴覚教育メディア論」の2科目について、「博物館学」の単位が未修得で「視聴覚教育メディア論」の単位のみ修得済みの場合は、新科目の「博物館概論」「博物館経営論」および「博物館情報・メディア論」の単位を修得しなければならない。

「博物館学」の単位を修得済みで「視聴覚教育メディア論」の単位が未修得の場合は、新科目の「博物館情報・メディア論」の単位を修得しなければならない。

- 平成23年度以前入学者で、博物館に関する科目と教職課程をあわせて履修する者に限り、「教職に関する科目」の「教育基礎」の単位を修得することにより、届出によって、「教育学原論」の単位を修得した



ものとみなす。

## 2. 履修手続および経費

学芸員資格取得のために博物館に関する科目の履修を希望する者は、履修を始める年の4月に行う博物館に関する科目履修ガイダンスに出席した後、指示に従って博物館に関する科目履修費（平成29年度は10,000円）を納入し、同時に博物館に関する科目履修申込書を提出しなければならない。

また、「博物館実習」を履修する者は、履修する年の前年の11月と履修する年の4月に行う博物館実習ガイダンスに出席した後、博物館実習履修費（平成29年度は5,000円）を納入し、同時に博物館実習履修申込書を提出しなければならない。

**\*博物館に関する科目の履修申込は第2年次以降とする。**

**\*博物館実習の履修に際して、履修希望者が多数の場合は履修者を選抜することがある。**

